

彦根市教育大綱(案)

彦根市

はじめに

~~平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されたことに伴い、「総合教育会議」が設置され、市長と教育委員会との間で協議・調整し、教育政策に関する方向性を明確にすることとされました。~~

~~彦根市教育大綱は、平成27年度において、期間を平成29年度までの3年間として策定をいたしました。平成30年度からの教育大綱策定についても、「総合教育会議」という公開の場で教育委員会との協議を経て、これまでの教育大綱を見直し新しく策定いたしました。~~

~~今回の見直しでは、保幼小の連携、幼児（就学前）教育の充実および保育環境の整備に関して、これまでの取組の成果を十分に踏まえたうえで、さらに、教育委員会との連携を図る必要があるため、教育大綱に明記することとし、乳幼児期から切れ目のない取組を進めていくことといたしました。~~

~~教育大綱では、これまでと同様に、将来の彦根を、そして将来の日本を担う子どもたちを育むために、「豊かな人間性」、「確かな学力」、「健康・体力」からなる「生きる力」を育む学校教育を推進し、グローバル社会に対応した世界の舞台で活躍できる人づくりや、先人のたゆまぬ努力によって築かれ受け継がれてきた自然と歴史資産に恵まれた郷土に愛着と誇りを持った人づくりが必要であること、また、平成36年に開催される国民体育大会および全国障害者スポーツ大会を見据えた、生涯スポーツの広がりに取り組むことから、「ふるさと彦根に愛着と誇りを持ち、次代を担う心豊かでたくましい人を育みます」を基本方針として掲げています。~~

~~教育大綱の基本方針の実現には、行政や学校の取組だけではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担い、連携を深めながら取り組んでいくことが必要です。~~

~~これまでもさまざまな教育課題の解決に向け、教育委員会とはそれぞれの役割と責任を果たしながら、教育施策を推進してきたところですが、今後も引き続き、彦根市教育大綱に掲げた基本方針を実現するよう、教育委員会と十分に連携しながら、取り組んでまいります。~~

平成30年（2018年）3月

彦根市長 大久保 貴

1 趣旨

教育大綱は、総合教育会議の場において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定するもので、大綱を定めることにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものです。

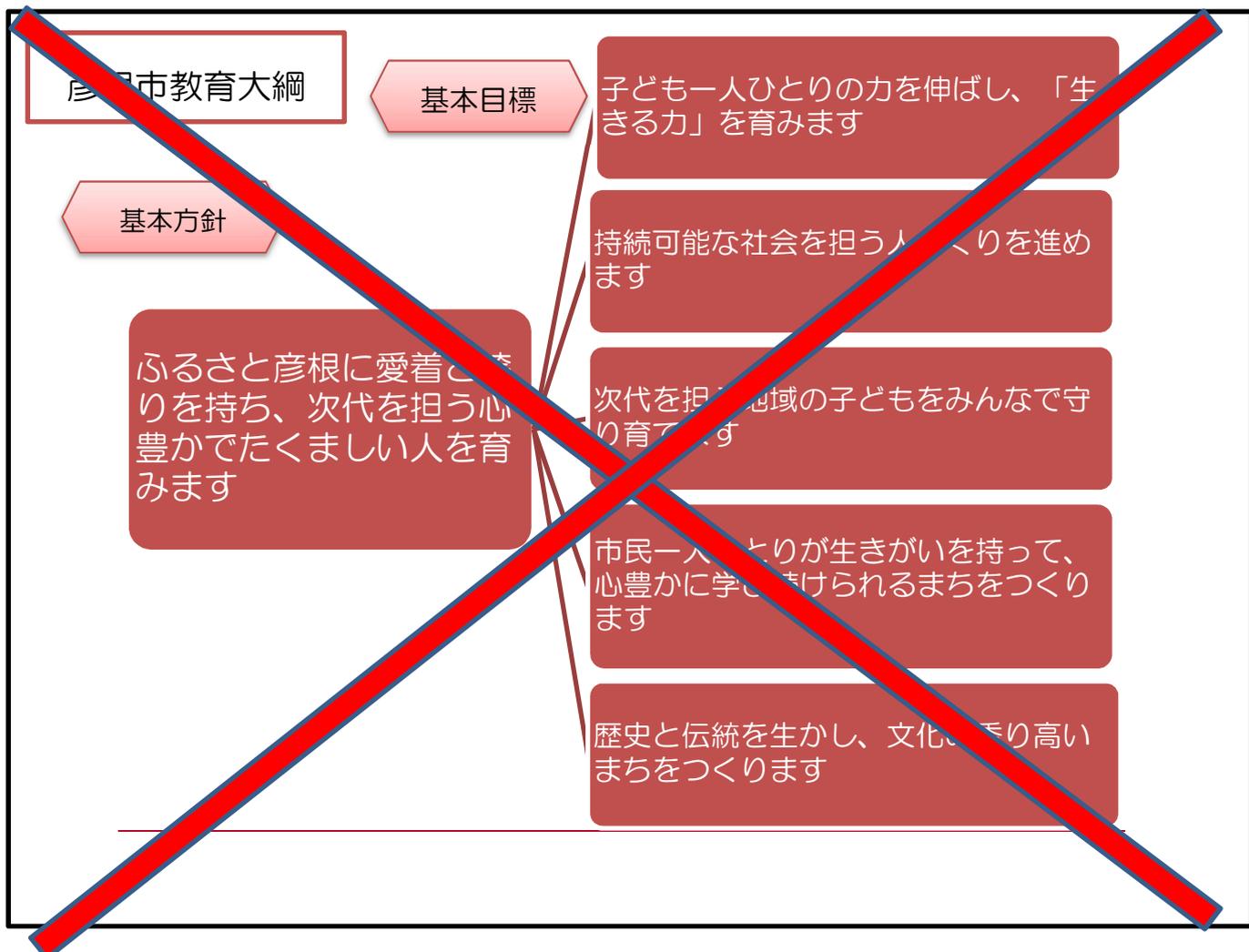
彦根市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、彦根市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

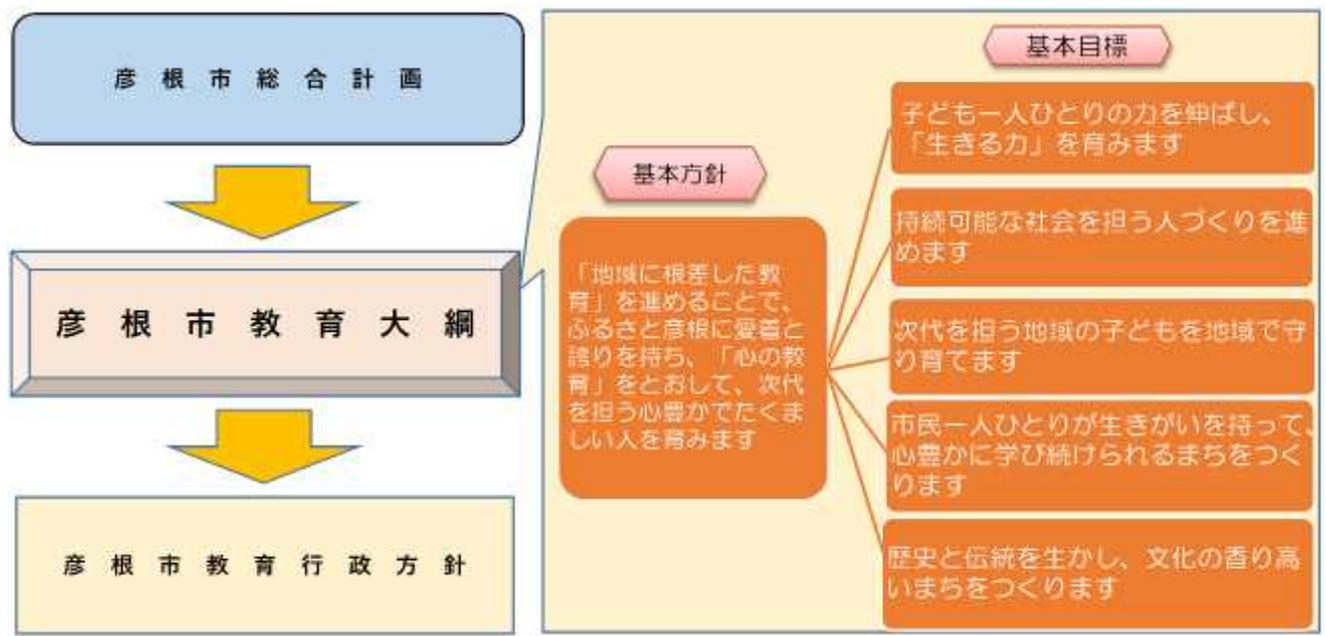
2 期間

~~平成30~~令和4年度（2022-18年度）から~~平成33~~令和7年度（2024-5年度）までの4年間とします。

ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、総合教育会議において、協議・調整が整った場合は計画期間内であっても見直すことができるものとします。

3 彦根市教育大綱の体系図教育行政の体系





4 基本方針

「地域に根差した教育」を進めることで、ふるさと彦根に愛着と誇りを持ち、「心の教育」をとおして、次代を担う心豊かでたくましい人を育みます。

心の教育・子どもたちの自己肯定感や好奇心、チャレンジ精神などを涵養する「心」を育てる教育のことであり、自分で考えてやっいていこうとする精神を養うことを目指すことです。

市民一人ひとりが先人のたゆまない努力によって築かれた郷土に誇りと責任を持ち、明日の彦根を拓く心豊かでたくましい人を育む教育をめざします。

5 基本目標

(1) 子ども一人ひとりの力を伸ばし、「生きる力」を育みます

- 保幼小の連携を図り、小学校以降への円滑な接続や発達と学びの連続性を大切にした幼児教育の充実に努めます。
- 児童・生徒の学力向上を目指し、課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)等、授業改善に取り組みに向けた、教育の質の向上を実現するための研究を推進します。
- 身体を鍛え、人間性を高め、心身ともにたくましい子どもたちを育みます。
- 保育・教育環境の整備・充実に努め、教職員の適正な配置により、乳幼児・児童・

生徒個々に応じたきめ細やかな保育・教育や、豊かな人間関係と規範意識の育成に努めます。

- 各学校における読書活動の推進を図るとともに、特別支援教育の充実や小中一貫教育の推進に取り組みます。

(2) 持続可能な社会を担う人づくりを進めます

- 「持続発展教育(ESD)」による特色ある学校・園づくりを推進するとともに、SDGsの達成に向けた社会に開かれた学校づくりの推進を進め、彦根の先覚に学び彦根で育ったというアイデンティティを育みます。
- 環境学習、歴史・文化を生かした郷土教育を進め、国際社会を生き抜くグローバルな人材育成のための英語教育の推進に努めます。
- 人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権とともに大切にし、実践的な行動力を身につけられるよう人権教育を推進します。
- 子どもたちの興味関心を引き出すため、地域や市民団体、企業等と連携し、専門的な分野を学べる機会の提供に努めます。

(3) 次代を担う地域の子どもをみんな地域で守り育てます

- 地域において安心して子育てができる環境を社会全体で整備し、家庭教育が充実するよう支援します。
- 子どもの安全・安心な居場所づくりや、いじめ等問題行動の対策を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携体制の構築、子ども・若者青少年支援の充実による青少年の健全育成・非行防止に努めます。
- 地域の災害史に深く学び、彦根の特性を生かし、環境特性や災害特性に即した防災教育に努めます。

(4) 市民一人ひとりが生きがいをもって、心豊かに学び続けられるまちをつくります

- 「学び合い・つながり・活かす生涯学習のまちづくり」を進めるほか、図書館サービスの充実や生涯スポーツの推進に努めます。
- 平成36年令和7年に開催される国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会国民体育大会に向けた契機として、競技力の向上など、スポーツの振興に取り組みます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、人権感覚あふれる地域コミュニティの創造に力を入れていきます。

(5) 歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくります

- 市内に残る指定・登録文化財の適切な修理や整備等を行い、後世に良好な形で守り伝えるとともに、点在する数多くの文化財を地域の歴史や景観に根差した文化財群ととらえ、地域住民とともに歴史と文化を生かしたまちづくりに取り組みます。
- 文化・芸術の振興を図るため、市民団体や学校教育機関、企業等との連携のもと、彦根らしい地域文化の創造や文化芸術活動を担う次世代の育成に努めます。

用語集

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体が行う幼稚園から大学までの公立学校の設置・管理、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の設置・管理、各種教育事業の実施、各種教育関係団体の支援、家庭教育の支援、就学援助や奨学金事業の実施など、教育行政の基本的な実施体制を定めている法律。
総合教育会議	市長と教育委員会という対等な執行機関同士が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために行う協議および調整の場。構成員は、市長、教育長および各教育委員。
生きる力	確かな学力 （基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）と、 豊かな人間性 （自らを律しつつ、人とともに協調し思いやる心や感動する心など）と、 健康・体力 （たくましく生きるための健康や体力など）のバランスのとれた力のこと。

課題解決型授業（アクティブ・ラーニング）	課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業。「何を学ぶか」という知識の習得に加え、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という学びの質や深まりを重視した授業をいう。
小中一貫教育	義務教育である小学校と中学校の9年間を通して一貫性のある教育課程を編成し、それに基づいて系統的に行う教育。小中一貫教育の類型としては、一人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が教育を行う義務教育学校と、独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で教育を行う小中一貫型小・中学校がある。
持続発展教育（ESD）	持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。環境、貧困、人権、平和、開発等、現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことにより持続可能な社会を創造していくことをめざす。
いじめ	「いじめ防止対策推進法」によると、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。
<u>SDGs</u>	<u>（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals） 誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標として、2015年に国連で採択された。</u>